

ホームページ



http://uchida-ta  
motsu.jimdo.com

# 南知多民報

発行：日本共産党  
南知多町委員会  
連絡先：町議会議員 内田保  
南知多町内海内塩田77-3  
(TEL・FAX: 0569-62-1816)

## 12月議会の報告

### 太陽光 発電工事

## 内海地区の土砂災害・水害が心配！



無残に崩されていく内海の道根・道入地区の里山 (2021.12.9)

10月下旬、内海の檜木交差点周辺で、太陽光発電設備設置の工事が始まりました。下の耕作放棄地だけかと思っていたら、あっという間に里山の木を切り山を崩して、周辺の景色は一変してしまいました。

地元の住民からは土砂災害の心配や土地を売っていない住民の土地も切り崩されたり、廃材が置かれているという苦情等が相次ぎました。

内田保議員は、11月1日に県や町に問い合わせました。無届や無許可、自然公園法や森林法、砂防法などに違反していることがわかり、県や町が一部工事をストップさせました。しかし、法の抜け穴をくぐり、工事を再開し、今も山を崩し続けています。

内田議員は一般質問で、太陽光発電計画に対し、町としての適切な措置と姿勢を問いました。

### 違法伐採への指導・ペナルティーは？

【問】違法伐採した事業者に対して、厳しい処置が必要と考える。どのような処置を実施したのか。今後実施するのか。

【答 建設経済部長】林野庁が示す事務処理マニュアルにより、伐採届、顛末書を添えて提出すること、届を提出するまでの期間は作業を中断するよう指導した。



道入・奥遠廻間(おくとほま)地区(12.10)

### 太陽光発電計画では自然環境保全や災害防止をふまえた適正な土地の区分(ゾーニング)が必要ではないか

【問】今後の計画において、町として土砂災害・水害の防止、自然環境や景観の保全に配慮した土地の区分(ゾーニング)をして、業者に示すべきではないか。

【答 総務部長】適正な設置場所を個別具体的に定めることは困難なため、ガイドラインにおいて自粛を求める区域を示している。今後は他市町の条例、ガイドラインを参考に地滑り等防止法など他法令等で規制のある区域について自粛区域に追加するように検討を進め、より充実したものにしていきたい。

### 町の今のガイドラインは早急に見直し、罰則のある条例をつくるべきでないか

【問】自家消費が目的の10kw未満なら届が必要ない。今回は9.9kwのパネルを25セットもの配置で、全体では10kwをはるかに越える工事なのに、届がなく脱法的な計画である。早急に見直し、太陽光発電設備条例もつくるべきではないか。

【答 厚生部長】当初、農業を行うための散水設備や照明、ビニールハウスの空調設備等の自家消費が目的だったため、町ガイドラインの届け出が必要ないと判断した。今後そのような設備を設置しない場合は届が必要である。

町が想定したのは、10kw未満で自家消費を目的とし、住宅や事業所の屋根に設置するものであり、今回の事業は想定していなかった。ガイドラインの改善が必要であると考えている。ガイドラインの見直しを行うことで、発電設備工場の抜け穴を防ぐことができると考えているので、条例の制定は考えていない。

### 地権者・住民に対する説明会の開催を

【問】今後、野田口や瀬木田地区でも大きな伐採届が出されており、不安に思っている住民も多い。住民説明会を早急に開催してほしい。

【答 町長】町としても、内容を整理し説明したいと思っている。

## 住民説明会 実現!

その後、町側と業者の話し合いがあり、住民説明会が開かれることになりました。説明会は下のようによ開かれます。

### 太陽光発電計画住民説明会

日時：12月18日(土) 18時30分～  
場所：内海防災センター(吹越 町民会館図書室隣)  
どなたでも参加できます。  
みなさん、ぜひ参加しましょう。

生エネルギーを語る資格はない。境・景観の保全などに耳を貸さない業者に、地球環境を守る再生エネルギーを語る資格はない。

あつという間に見慣れた故郷の里山がなくなつた。まさかこんなことになるかと。『どうにかならないの?』『あんな工事許可していいのか?』と何人もの方から怒りの声。『何かできることはないか?』『反対署名集めてくるよ』などの励ましの声もいた。『10月末に突然工事が始まり、下の耕作放棄地のみならず、山の竹だけでなくウバメガシもバッサバッサと切り倒された。町や県に連絡して森林法や自然公園法違反がわかり、業者に指導が入り、道根・道入地区の工事が一時ストップした。が、それならと口鈴ヶ谷地区に重機を移動させ、突貫工事でシートを敷き、杭打ちまで行った』と。『ここは砂防指定地域で、知事の許可が必要。それも手続きしていないことが分かった。これもストップ』。『来年度電気の買い取り料金が下がることもあり、この業者はあらゆる手を使い法の網をくぐって、今度は期限を待たずに道根・道入地区の工事を再開。奥遠廻間(おくとほま)地区も切り崩し始めた』。『10kw未満は本来家庭用の設備、それを25セットも置きながら、家庭用だから届や許可はいらないと主張。また固定資産税が安い農地のままで届け、農業をやると言う。地元の災害への心配や自然環境・景観の保全などに耳を貸さない業者に、地球環境を守る再生エネルギーを語る資格はない。』

### たもつ日記

